

プロポーザルの実施について（公告）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和7年3月13日

高槻赤十字病院

院長 玉田 尚

1. プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 : 高槻赤十字病院 治験事務局業務委託契約
- (2) 場所 : 大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号 高槻赤十字病院
- (3) 仕様 : 別添仕様書のとおり

2. 参加資格

- (1) 次に掲げる参加することができない者に該当しないこと
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 高槻赤十字病院の競争入札参加資格者の資格等級において、役務の提供「319 その他」でD等級以上の認定を受けていること。
- (3) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は大阪府内で行われた不正行為等に基づき、大阪府若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、大阪府及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日からプロポーザル実施時までの期

間に指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 良質なサービスを提供できる能力を有し、300床以上の病院で複数の実績を有していること。
- (5) 別添仕様書の要件を満たすこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 契約開始日に滞りなく業務開始を約束できること（世界情勢等やむをえない事情を除く）

3. 手続等

(1) 担当部局

所在地：〒569-1096 大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号

施設名：高槻赤十字病院

担当者：財務課 阪本

TEL：072-696-3331

(2) 入札説明書・仕様書の配付期間及び場所

期 間：令和7年3月13日（木）～ 令和7年3月19日（水）

土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～16時30分

場 所：上記3(1)に同じ。

尚、説明書に各種申請書類（様式1～4）及び仕様書・提供資料（資料1～4）を同封する。

(3) 入札参加

上記2(2)競争入札参加資格の認定通知の写し及び上記2(4)にかかる業務受託調書（様式2）並びに配布の参加表明書（様式1）の提出期間及び場所等

期 間：令和7年3月13日（木）～ 令和7年3月21日（金）

土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～16時30分

場 所：上記3(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提案書等の提出期限及び場所等

日 時：令和7年3月31日（月） 16時30分まで

場 所：〒569-1096 大阪府高槻市阿武野一丁目1番1号

上記3(1)に同じ。

提出物品・提出方法等詳細は入札説明書・仕様書のとおり

4. その他

(1) 保証金及び契約履行保証

ア 保証金 免除とする。

イ 契約履行保証 免除とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

(3) 提案の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提案、一般競争入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした者の提案及び提案に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 運営事業者の決定方法等

一次選考：提案書等による書面審査

各提案事業者から提出された提案書等に基づいて、当院の「治験事務局委託業務総合評価委員会」による審査を実施する。審査結果を踏まえ評価の高い順に3社程度を選定する。

日 時：令和7年4月2日（水）院内にて実施

尚、選考結果については令和7年4月8日（火）17時までに全業者に伝える。

二次選考：総合評価方式 一次選考を通過した提案事業者による院内プレゼンテーションを実施。

院内の評価者による評価に基づき、全評価者の平均評価点数が満点の70%以上を満たしていることを最低条件とし、各評価者が最も高い点数を付与した業者が1票獲得するものとする。獲得票数が最も多い業者を選定業者（第一交渉権獲得）とする。同票数の場合は、合計点数で順位を付けるものとする。

尚、開催日時・場所については一次選考通過事業者に、後日連絡する。

選考結果は令和7年4月18日（金）17時までに回答する。

ア 決定業者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、参加した他の者のうち2番目に評価を受けた事業者とすることがある。

イ 事業者決定は令和7年4月下旬予定。

ウ 選考結果は参加者全員に伝える。

エ 決定に関する質問又は異議申し立ては受け付けない。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 支払方法

該当しない。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(9) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は上記3(3)の期間に一般競争入札参加資格審査申請書を提出することができる。

(10) 競争入札参加資格確認の取り消し

本件競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(11) その他

詳細は説明書及び仕様書のとおり。

以 上